

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長 ( m )
市道	北 3 - 7 9 号線	新潟市北区西名目所 2396 番 1 地 先から 新潟市北区西名目所 2656 番地先 まで	前	3.3 ~ 4.3	69.0
			後	3.3 ~ 5.0	69.0
市道	北 3 - 9 4 号線	新潟市北区西名目所 2688 番地先 から 新潟市北区西名目所 2514 番地先 まで	前	3.5 ~ 4.2	371.0
			後 A	3.5 ~ 4.2	371.0
			後 B	4.0 ~ 14.0	384.8

備考 上記 A 及び B は，関係図面に表示する敷地の区分をいう。